

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

〈条 例〉

一

公布された条例のあらまし

◇労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（雇用労政課）

1 条文の整理

労働組合法の改正により、次の条例について、同法で使用する用語を引用する条文の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県個人情報保護条例
 - (2) 奈良県情報公開条例
 - (3) 奈良県職員定数条例
 - (4) 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例
- 2 施行期日等
- (1) 平成十七年一月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

条 例

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十六年十一月十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第十号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（奈良県個人情報保護条例の一部改正）

第一条 奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（奈良県情報公開条例の一部改正）

第二条 奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（奈良県職員定数条例の一部改正）

第三条 奈良県職員定数条例（昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項第七号及び第三条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第四条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号及び別表第二中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第一条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この条例の施行後は、第一条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会がしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会に対してされている請求その他の手続は、この条例の施行後は、第一条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会に対してされたものとみなす。

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九一―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。